

地域密着型サービス及び施設サービス等の整備計画

1 施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況

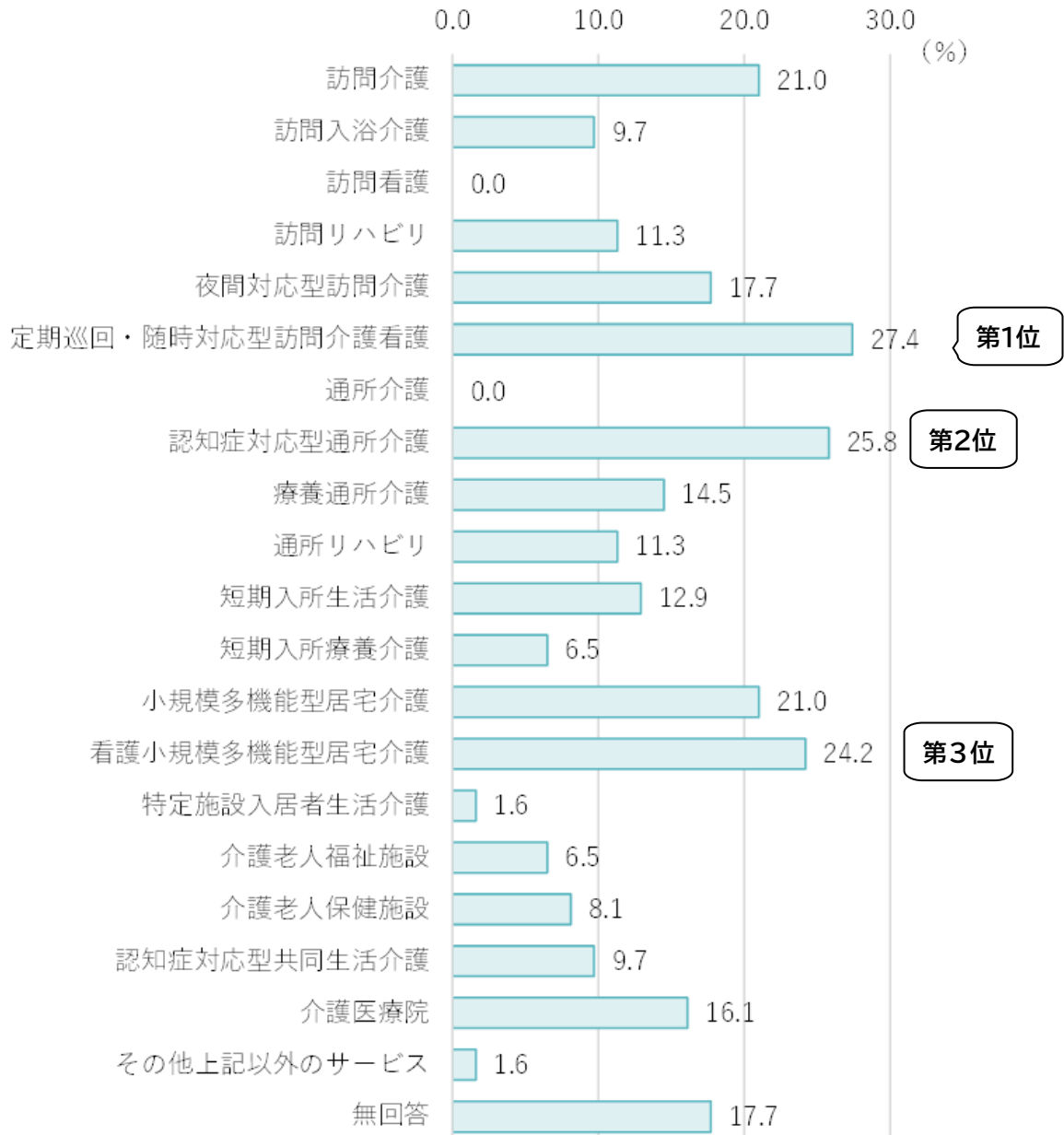
第8期計画では、第7期計画に引き続き、中重度の要介護者や医療ニーズの高い人の在宅での生活の継続を支援するため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所の整備を計画しましたが、どちらも応募者が無かったため第8期計画期間内での整備ができませんでした。

		単位	令和 2年度末	第8期整備状況			合計	
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
地域密着型サービス	認知症対応型 共同生活介護	施設数	箇所	3	—	—	—	3
		ユニット数	ユニット	5	—	—	—	5
		定員	人	45	—	—	—	45
	認知症対応型通所介護	事業所数	箇所	2	—	廃止1	—	1
	夜間対応型訪問介護	事業所数	箇所	0	—	—	—	0
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	箇所	1	—	予定1 実績0	—	予定2 実績1
	看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	箇所	0	—	予定2 実績0	—	予定2 実績0
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	箇所	2	—	—	—	2
地域密着型通所介護	事業所数	箇所	11	—	—	—	11	
介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	箇所	5	—	—	—	5
		定員	人	399	—	—	—	399
	介護老人保健施設	施設数	箇所	1	—	—	—	1
		定員	人	100	—	—	—	100
軽費老人ホーム	施設数	箇所	1	—	—	—	1	
	定員	人	50	—	—	—	50	
ケアハウス	施設数	箇所	1	—	—	—	1	
	定員	人	15	—	—	—	15	
特定施設入居者生活介護	施設数	箇所	1	—	—	—	1	
	床数	床	68	—	—	—	68	
その他	有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護を除く)	施設数	箇所	3	—	—	—	3
		定員	人	83	—	—	—	83
	サービス付き高齢者 向け住宅	施設数	箇所	1	—	—	—	1
		定員	人	60	—	—	—	60

2 ケアマネジャーアンケート調査

ケアマネジャーが不足していると感じるサービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」・「認知症対応型通所介護」・「看護小規模多機能型居宅介護」が多くなっています。

【ケアマネジャーが不足していると感じるサービス】



3 市内事業所の施設整備意向調査

- (1) 市内事業所の施設整備意向調査において、第9期期間以降に、サービス事業の拡大を希望されているものは次のとおりです。

サービス名	第9期内	第9期以降	予定定員等
特定施設入居者生活介護	1事業所 (※1)		30人
小規模多機能型居宅介護	1事業所 (※2)	1事業所	—
訪問看護	1事業所 (※3)		—
地域密着型通所介護	1事業所	1事業所	
サービス付き高齢者向け住宅	1事業所		60人

(※1) 既存の有料老人ホームを特定施設へ変更

(※2・3) 既存の介護事業所がサテライトとして事業拡大

- (2) 市内介護事業所が、供給過多、供給過少と考えるサービス

ア 供給過多

サービス名	回答数
通所系サービス	2事業所

イ 供給過少

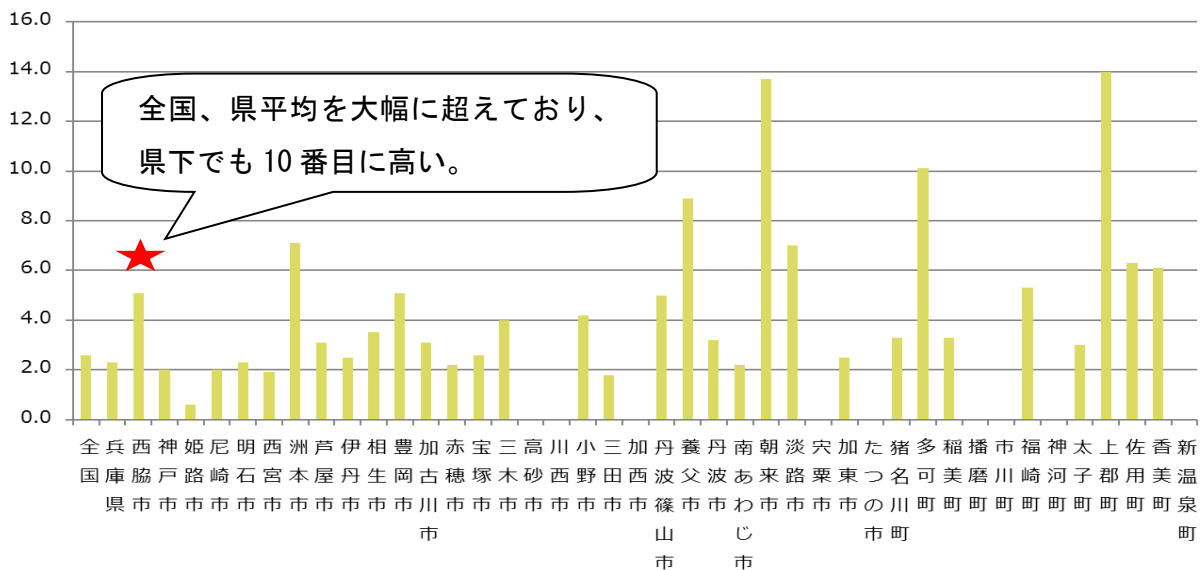
サービス名	回答数
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所
認知症対応型通所介護	2事業所
訪問介護	2事業所
居宅介護支援事業所	1事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所

4 令和3年度県内の介護サービス提供事業所数（人口10万対）

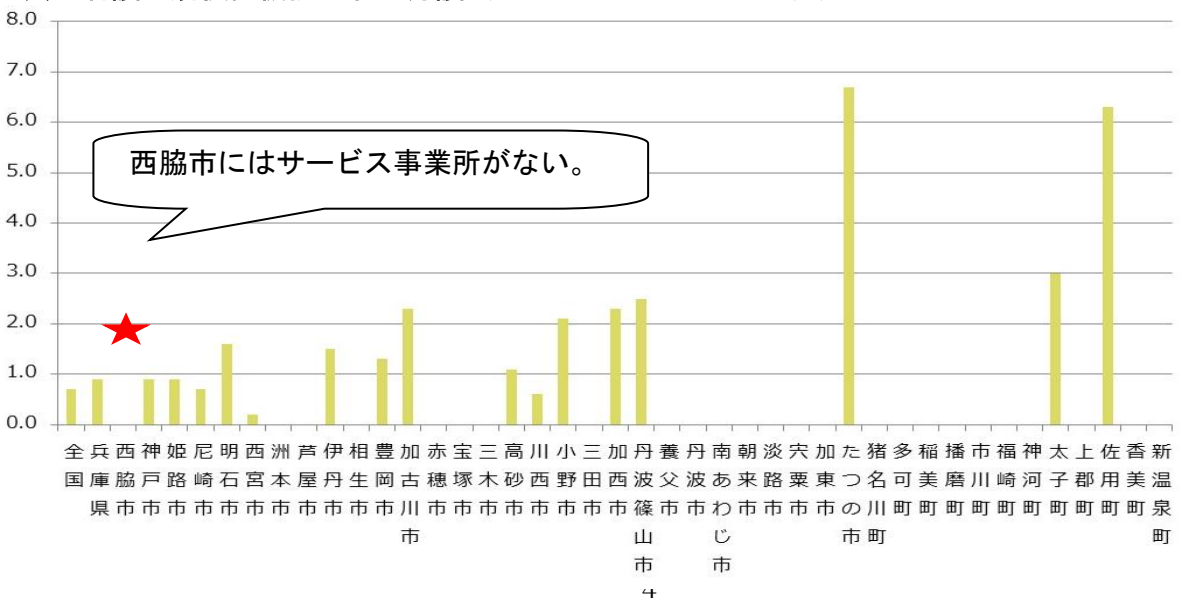
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ケアマネアンケート1位）



(2) 認知症対応型通所介護（ケアマネアンケート2位）



(3) 看護小規模多機能型居宅介護（ケアマネアンケート3位）



5 利用者（要介護認定者）のニーズ

在宅介護実態調査アンケートによると、「今後、希望する生活場所は？」の質問に、要介護認定者の54%が「自宅」と回答しており、半数以上の人々が住み慣れた地域での暮らしを望んでいることがうかがえます。

一方で、在宅介護実態調査の結果から、就労を継続しながら介護をする家族の負担が大きいことが読み取れ、介護者の負担を軽減し、在宅介護の限界点の向上や仕事との両立に効果的な支援をするには、訪問介護、通所介護、短期入所を一体的に組み合わせたサービスの提供が重要であると課題分析をしました。

(1) 今後の生活場所の希望

場所	割合(%)
自宅	53.9
親族の家	0.2
高齢者向け住宅	3.6
介護保険施設	25.2
その他	1.1
わからない	9.2
無回答	6.8

6 新たに整備（拡充）するサービス

第9期計画では、国・県の指針に基づくとともに、在宅生活の継続を望む要介護認定者やその家族を支えるためのサービス提供の充実を図ることとし、第8期で策定した計画が未整備のままになっているサービスをベースに、第9期計画を策定することとします。

(1) 看護小規模多機能型居宅介護

これまでの県の指針において、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、高齢者（特に認知症高齢者）の希望等に応じ、在宅サービスの中心となる「通い」「訪問」「泊まり」の各サービスを総合的に受けることができるため、日常生活圏域の一つ以上を目安に整備を進めることとされてきました。

今後、在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、介護と看護を一体的に提供する看護小規模多機能型の需要が高まることが見込まれ、また、ケアマネジャーへのアンケートでは、「不足していると感じるサービス」に看護小規模多機能型居宅介護が多く、市内にはないことから、看護小規模多機能型居宅介護を1か所整備することとします。

サービス予定整備数 1か所当たり定員29人×1か所=29人